

議案第49号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年6月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年加西市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条を次のように改める。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

第9条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第10条第1号中「育児短時間勤務」の右に「(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加え、「第13条第2号」を「第13条第1号」に改め、同条第4号中「第13条第3号」を「第13条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員)」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第 13 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 18 条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

第 19 条第 1 項中「部分休業」の右に「(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加える

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 13 年加西市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「前 3 項」を「前 4 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第 2 項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条第 2 項の規定による請求又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条 3 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

3 施行日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 10 条第 5 項の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 10 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

(審議資料)

急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するべく国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 93 号）が平成 21 年 11 月 30 日に成立し、平成 22 年 6 月 30 日に施行されることから、国の改正に準拠した所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

- ・ 配偶者の就労状況にかかわらず育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業の取得を可能とする。
- ・ 子の出生後 8 週間以内に最初の育児休業をする場合は、再び育児休業を取得可能とする。
- ・ 3 歳未満の子を養育するための超過勤務の免除制度を新設